



総務省注記

6. データガバナンスのルール策定

データを活用するためには、データの提供主体の真正性、信頼性、パーソナルデータの取扱い、流通推進のルール形成可否など、分野横断でのデータガバナンスのルールを整備する必要がある。そのため、各項目において検討し具体化を図ることが必要ではないか。

ルールの策定方法

1. 官民共同規制の枠組みの採用
 - データを取巻く社会的変化は激しく、官のみではなく官民共同によるルール策定が必要ではないか。
 - まず分野横断の共通ルールの項目についてはデータ戦略タスクフォースにて検討。その際、デジタル社会構築タスクフォースでの項目(後述)を中心に検討してはどうか。
 - 分野ごとのルールについては、官民による検討の場を設置して具体化を図ることとしてはどうか。
 - 更に重点分野を設定することで、特に推進すべき分野を明示してはどうか。
 - その際、重点分野においては、ドメイン語彙の整備から始め、その他ルール項目の具体化を図ることが必要ではないか。(各分野共通となるコア語彙については国が整備することが必要ではないか)

分野横断の共通ルールの内容

1. デジタル社会構築タスクフォースのアウトプット
 - 6月26日に公表したデジタル社会構築タスクフォースのアウトプットでは、①データ提供主体の真正性、②データの取扱いに係る契約、③データの信頼性(質)、④パーソナルデータの取扱い、⑤データ構造・形式の5つの項目内容を調査、取りまとめを実施した。
 - 各項目内容は次頁を参照。
 - 設定される分野横断の共通ルールは抽象度が高いため、データ活用の具体的な分野やデータ種別をイメージして検討することが効果的。
 - 例えばスマートシティ/スーパーシティなど様々なデータ活用が想定される取組みが、ルール検討の参考になると思われる(別紙参照)。

6. データガバナンスのルールの方策

分野横断の共通ルールの内容(承前)

- ①データ提供主体の真正性： データ活用の際、データの提供主体が偽られていないこと（「なりすまし」が行われていないこと）の確認が必要な場合がある。また、異なるシステム間の連携において互いが想定している確認のレベルが明示・共有されていない場合、相手先において十分な確認が行われているかわからず不安という問題もある。そのため、どのような基準を用いて真正性を確認するか、またその確認のレベルを関係者間でいかに共有するか。
- ②データの取扱いに係る契約： データ活用に係る契約については、実務の蓄積が乏しく、当事者間の認識・理解のギャップがあり、契約の締結が進まない。このため、経産省が策定した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を元に、データの契約の留意事項をいかに順守／具体化するか。
- ③データの信頼性（質）： 分野内または分野間でのデータ活用にあたっては、やり取りされるデータの品質について予め把握できることが重要になる。このため、各分野においてデータの質についての指標とその評価の考え方、データへの付与の方法についてのルールや定義(データの鮮度・粒度／正確性／信頼性)をどのように設定するか。提供するサービスの品質や、取扱うデータの機密性等に応じ、改ざん防止措置や、漏洩・滅失・棄損を防止する安全管理をいかにするか。
- ④パーソナルデータの取扱い： 個人が感じる不安、不満、不公平さや事業者のデータ活用への躊躇を取り除くことが重要。このためパーソナルデータの取扱いをいかにするか（パーソナルデータの本人同意の取得の方法、説明のルール検討等）。
- ⑤データ構造・形式： データ標準については、個別の参加主体による独自定義が許容されている取組みがあり、データの相互運用性確保をするための標準的データ交換モデル（参照モデル）の整備が必要。この参照モデルをいかに策定するか。

6. データガバナンスのルールの方定

分野横断の共通ルールの内容(承前)

2. トラストサービスの位置づけの明確化

- 電子署名、タイムスタンプ、eシール等の各種トラストサービスが存在。
- 電子署名は国の認定制度が、タイムスタンプについては民間の認定の仕組みが存在。他のトラストサービスについては制度は存在しない。
- 国際的な制度との整合性をふまえ、利用者が安心して利用できる環境を構築するため、各種トラストサービスの位置づけを明確化する必要があるのではないか。

— 総務省注記